

中間整理

平成 25 年 7 月 23 日

消費者行政の体制整備のための意見交換会

1. 基本認識

- 消費者行政における司令塔機能を十分に発揮していくために、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）のリーダーシップのもとで、さらに、消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの三者が緊密な連携を取ることが必要。
- 消費者行政の充実・強化のためには、国民生活センターが果たしている役割の重要性に鑑み、同センターの各機能の充実・強化が必要。これまでの見直しにより、国民生活センターの機能が低下しており、早急な回復が必要。
- 国民生活センターの在り方については、今後の独立行政法人制度改革の動向を踏まえつつも、同センターの各機能の一体性を確保し、それぞれの機能を維持・充実すべく、消費者行政の推進の視点に立った検討が必要。

2. 当面の対応

- 国民生活センターにおいて、新しい相談業務（お昼の消費生活相談）を今夏より試行的に実施。
- 消費者庁、消費者委員会、国民生活センターは、
 - ・消費者被害に関する情報提供、政策的対応
 - ・国民生活センターによって提起された意見・要望の政策形成への活用・反映に連携して取り組むこととし、その進捗状況を検証・評価。

3. 今後の進め方

- 相模原事務所研修施設の有効活用について検討。
- 国民生活センターの在り方については、あらゆる選択肢を排除せず、以下を踏まえつつ引き続き検討。
 - ・消費者庁、消費者委員会、国民生活センターとの連携に関する検証結果
 - ・今後の独立行政法人制度改革の動向

以上